

第3回 昭島市立学校適正規模適正配置等審議会

議 事 要 旨

〔日 時〕 令和8年2月9日（月）19：00～19：50

〔場 所〕 昭島市役所 3階 庁議室

〔出席者〕

1 委員

並木会長、小原副会長、大友委員、中山委員、高橋委員、吉野委員、浦野委員、渡辺委員、工藤委員、篠原委員、小山委員

2 事務局

青柳学校教育部長、杉本学務担当課長、増田学務係長、青木主任

〔配布資料〕

- ・第3回 昭島市立学校適正規模適正配置等審議会日程
- ・【資料1】 拝島第三小学校通学区域内の児童分布状況（令和7年12月1日時点）
- ・【資料2】 A案A区域およびC案C区域（案）
- ・【資料3】 拝島第三小学校通学区域の変更案 3案の比較

〔議事要旨〕

1 開会

2 第1回審議会の議事録の確認

事前に送付した議事録について、議事要旨をホームページに公開する旨確認した。

3 議題

拝島第三小学校の通学区域について

- ・令和7年12月1日時点で 全校児童612人であり、8つの町丁目ごとに児童数を提示。（資料1）
- ・A案A区域及びC案C区域における通学区域の変更案を提示。A案は新規大型集合住宅が建築される場所の通学区域を変更。変更後の通学区域は拝島第二小学校及び拝島中学校となる。C案は拝島第一小学校からの距離が近い緑町2丁目と緑町4丁目の一部の通学区域を変更。変更後の通学区域は拝島第一小学校及び多摩辺中学校となる。C区域については既に拝島第三小学校へ通っている児童もいることから、通学区域変更の対象者が新1年生からであり、兄弟関係を理由とした指定校変更により拝島第三小学校へ通学することが想定されるため、より広い範囲を設定する必要がある。なお、B区域については光華小学校から1km以内の範囲で十分な児童数を確保することが困難なため資料には記載していない。（資料2）
- ・これまでの審議会で説明した変更案について、内容を一覧表にして提示。（資料3）

《質疑》

◆A案を選ぶと自治会のブロック区域と通学区域の整合性が崩れ、地域コミュニティが分断される恐れがある。自治会では小学校単位でブロックを形成しているが、新規大型集合住宅を拝島第二小学校学区とすると、その場所だけ飛び地で12ブロック（拝島第二小学校のブロック）となり、周りが11ブロック（拝島第三小学校のブロック）という状況が発生する。そうすると災害時の避難所運営等地域の一体性が損なわれる。実際に線路沿いの一部区域において通学区域とブロック区域とで異なる状況は発生してしまっているが、これ以上そういった状況を広げるべきではない。地域の繋がりも希薄となると考えるが、事務局はどのように考えているのか。【高橋委員】

○コミュニティとのつながりについても通学区域を考えるうえで大切な視点だと考える。しかし、他に優先しなければならない視点がある場合には、自治会区域と通学区域の一致を最優先とすることは難しいと考える。【事務局】

◆新規大型集合住宅の住所表記が「松原町二丁目11番」となっているが、「11番」以下は設定されていないのか。変更区域を示すにあたりきちんとマンションを示すことができるのか。【工藤委員】

○現時点で番地の詳細まではわかっていないが、新規大型集合住宅のそのものを対象とすることを意図している。【事務局】

◆A案になったとして、今まで拝島第三小学校へ通学していた児童が新規大型集合住宅へ引っ越してきた場合、どういった対応となるのか。【中山委員】

○原則、拝島第二小学校へ通学することとなるが、転居後も元々通っていた小学校へ通いたいという希望がある場合、転居先から30分以内で通えるのであれば指定校変更を認め、拝島第三小学校へ通うことが可能である。もし、拝島第三小学校へ通うことになった場合、拝島第三小学校の人数に影響はないと考える。【事務局】

◆質疑が完了したので、これよりどの案を採用するかについて、各委員より意見をいただきたい。【並木会長】

◆これまでの議論や資料を踏まえると、各案に長短はあるものの、現状ではA案を採用せざるを得ないと考えている。【工藤委員】

◆結論としてはA案が妥当と考える。C案では学級数変更後も拝島第三小学校が21学級となり規模が大きいままであるため、現状で最も適正規模に近づくのはA案である。また、将来的には青梅線南側の拝島第二小学校区域に属する自治会を北側ブロックへ移すなどの検討もあり得るが、これは学校規模適正化とは別の課題であり、庁内での検討をお願いしたい。【篠原委員】

◆自治会との整合性という観点ではB案が自治会連合会として一番安心できる案である。可能であればその方向に合わせたい。【高橋委員】

◆自治会を代表する立場として、高橋委員と同じ考えである。しかし、A B Cの3案のみを見ればA案が最も妥当であると思う。【吉野委員】

◆A案がよいと考える。今後もマンション建設などにより同様の課題は生じ得る。自治会連合会において、学区と自治会ブロックの境界の整合性を同時に検討できる仕組みがあると望ましい。学校も重要だが、地域のつながりを支える自治会の線引きも大切であり、整合性を図る取り組みを期待する。【中山委員】

- ◆学校の立場としてはA案が妥当と考える。C案では拝島第一小学校から多摩辺中学校へ進学することとなる。拝島中学校がすぐ近くにあるにもかかわらず不合理である。一方、A案では、小学校が拝島第二小になったとしても中学校はかわらず拝島中学校に通えるため、A案のほうが妥当と考える。【大友委員】
- ◆結論としてはA案が良いと考える。自身が幼少期に複数の自治会の境界付近に住んでいた経験から、さまざまな自治会活動に参加できたことは良い思い出である。自治会においても地域を隔てず交流を深める取り組みを期待したい。【浦野委員】
- ◆通学の安全性を考えると、踏切を渡る必要がある案は不安がある。そのためA案またはC案が良いと考える。その先の中学校への進学を考えるとA案がよい思う。【渡辺委員】
- ◆保護者として子どもを通わせる立場を想定すると、安全面を最優先に考え、A案が良いと感じる。また、町内会の視点は新鮮であり、防災の観点からも今後意識すべき重要な要素だと感じた。【小山委員】
- ◆前回も述べたとおりA案を支持する。拝島第三小学校は現在19学級であり、A案では最大20学級、C案では21学級となる。同校には転用可能な部屋が3室あり、低学年少人数指導室、パソコン教室（改修が必要）、絵本のひろばがある。A案であれば、20学級となる年度に1年間のみ対応すれば大きな予算をかけずに運用可能である。一方、C案ではさらに1室を教室化する必要があり、予算がかかる。教室化した部屋は元に戻す際にも費用がかかるため、A案が無理なく実施できると考える。【小原副会長】
- ◆各案にはそれぞれ課題があるが、今後の方向性を見出すという観点ではA案が最も不確定要素が少ない。新たな集合住宅建設による通学区域変更の説明も妥当性があると感じる。また、A案は学級数の適正化により効果があり、児童を受け入れる拝島第二小学校も準備を進めやすい。以上からA案が望ましいと考える。【並木会長】

⇒（結果）A案9名、B案2名

- ◆いただいた意見の結果、A案を採用することが適当であるという結論になるかと思うが、自治会や通学の安全についての意見もいただいている。A案を採用することによって生じる課題があり、その課題の解決に努められたいという付帯意見を付けて答申する形としたいがいかがか。【並木会長】
- ◆異議なし【一同】
- ◆審議会としてA案を採用することが適当であると結論づける。これを基に事務局にて答申案を作成していただき、次回審議会にて答申案をまとめたいと考える。【並木会長】

4 その他

次回の審議会について、2月20日（金）19時から庁議室にて開催

～閉会～

第3回 昭島市立学校適正規模適正配置等審議会日程

日時 令和8年2月9日（月）
午後7時から
会場 昭島市役所庁議室

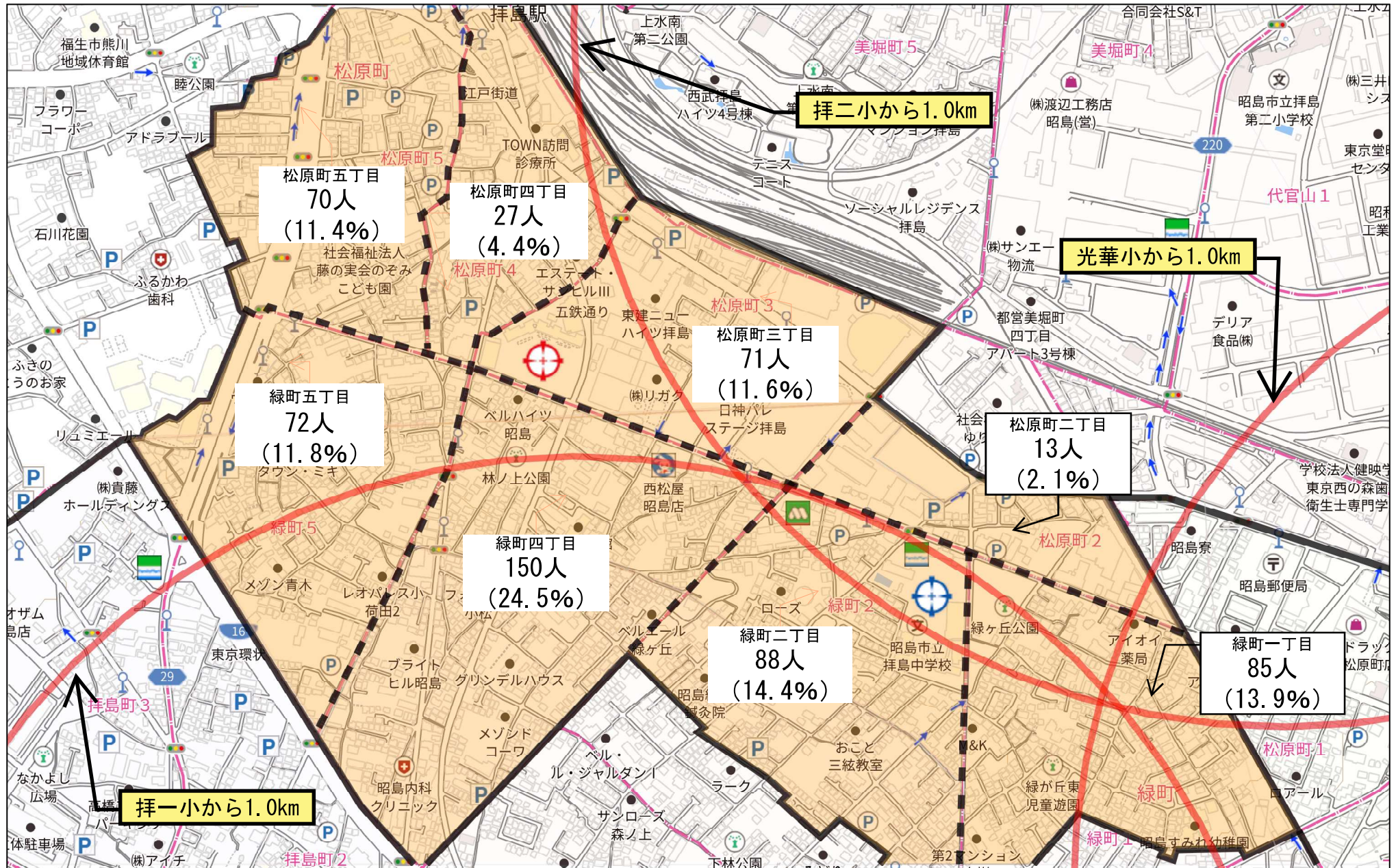
- 1 開会
- 2 第2回審議会の議事録の確認について
- 3 議題
(1) 拝島第三小学校の通学区域について

配布資料

- 資料1 拝島第三小学校通学区域内の児童分布状況
- 資料2 A案A区域及びC案C区域（案）
- 資料3 拝島第三小学校通学区域変更案3案の比較

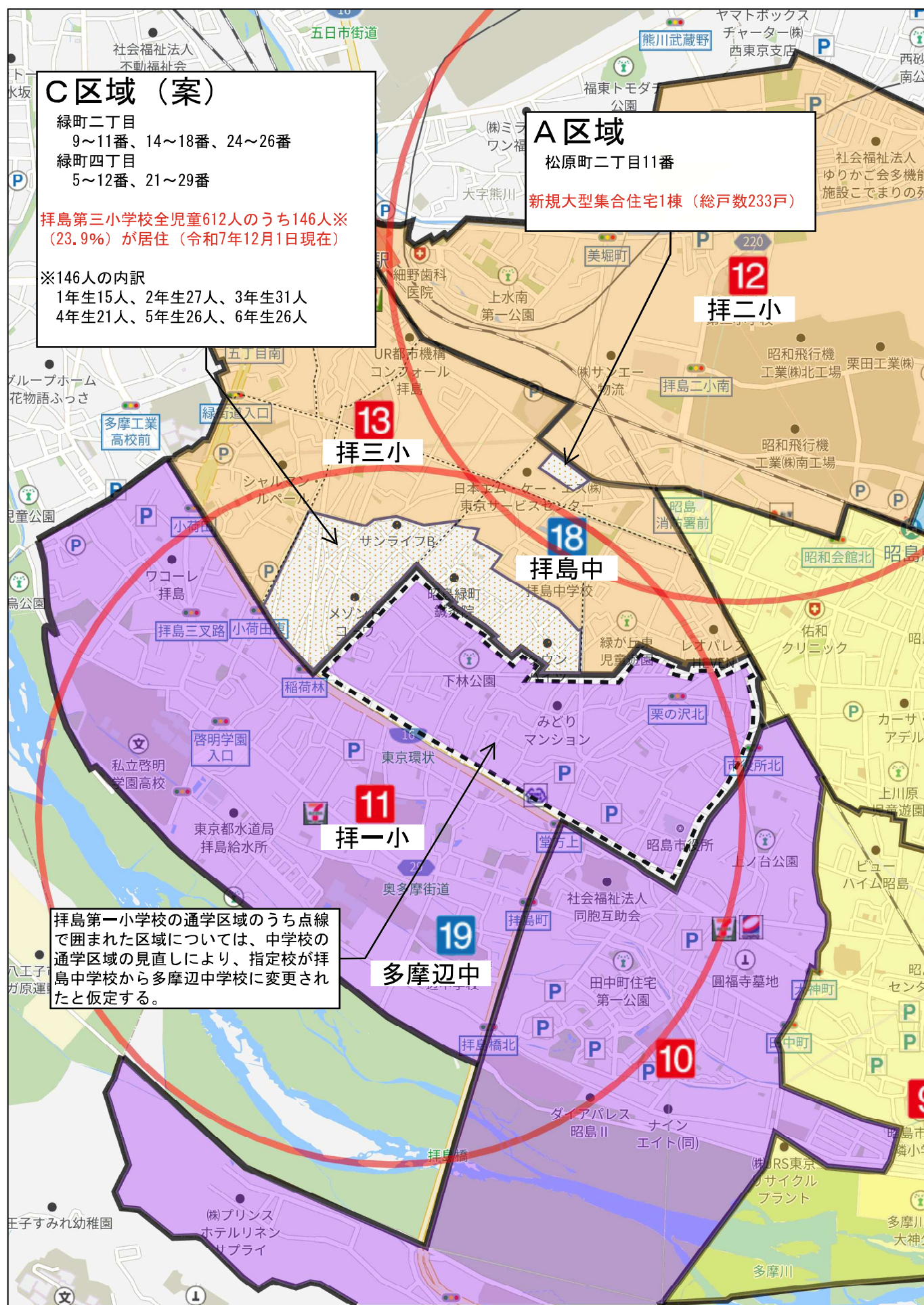
- 4 その他
(1) 次回日程について
日時：令和8年2月20日（金） 午後7時から

拝島第三小学校通学区域内の児童分布状況（令和7年12月1日時点）



280m

A案A区域及びC案C区域（案）



500m

拝島第三小学校通学区域変更案 3 案の比較

	A 案	B 案	C 案
① 変更先となる学校	拝島第二小学校	光華小学校	拝島第一小学校
② 変更対象区域	A 区域 松原町二丁目 11 番 (新規大型集合住宅 1 棟)	B 区域 緑町一丁目	C 区域 緑町二丁目 9～11、14～18、24～26 番 緑町四丁目 5～12、21～29 番
③ 通学区域変更の 対象となる児童数 (変更後 5 年間)	76 人 (内訳) 令和 9 年度 27 人 令和10年度 8 人 令和11年度 10 人 令和12年度 12 人 令和13年度 19 人	100 人 (内訳) 令和 9 年度 20 人 令和10年度 20 人 令和11年度 20 人 令和12年度 20 人 令和13年度 20 人	100 人 (内訳) 令和 9 年度 20 人 令和10年度 20 人 令和11年度 20 人 令和12年度 20 人 令和13年度 20 人
④ 変更案採用により 見込まれる学級数 の増減 (変更後 5 年間)	<u>拝島第三小学校</u> 変更前：20～22 学級 変更後：19～ 20 学級 <u>拝島第二小学校</u> 変更前：15～17 学級 変更後：18 学級	<u>拝島第三小学校</u> 変更前：20～22 学級 変更前：18～ 21 学級 <u>光華小学校</u> 変更前：16～17 学級 変更後：17 学級	<u>拝島第三小学校</u> 変更前：20～22 学級 変更後：18～ 21 学級 <u>拝島第一小学校</u> 変更前：17～19 学級 変更後：18～19 学級
⑤ 対象区域設定の 困難性	特定の大型集合住宅 1 棟のみであるため設定の困難性はない。	光華小から 1.0km 以内では 必要人数を確保できる対象区域を設定することができない。	拝一小から 1.0km 以内に対象区域を設定することはできるが、 安定的に必要な人数を確保できる区域を設定することに困難性がある。
⑥ 効果の即効性	全学年に適用するため適用初年度の 2～6 年生の増加に対しても効果がある。	新入学児童にのみ適用するため 適用初年度の 2～6 年生の増加に対する効果はない。	新入学児童にのみ適用するため 適用初年度の 2～6 年生の増加に対する効果はない。
⑦ 効果の確実性	拝三小通学区域外からの転入の場合、基本的には兄弟理由による拝三小への指定校変更は無いため 効果の確実性が高い。	在学中の兄弟と同じ学校への就学を希望し、拝三小への指定校変更をする児童の人数が不確定なため 確実な効果を見込むことが困難。	在学中の兄弟と同じ学校への就学を希望し、拝三小への指定校変更をする児童の人数が不確定なため 確実な効果を見込むことが困難。
⑧ 通学路	青梅線を越える必要がある。 ➡松原立体を通る	八高線を越える必要がある。 ➡踏切を通る	国道 16 号を越える必要がある。 ➡歩道橋を通る